

目 次

教育委員会規則

- 北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則…………… 1
- 通達・通知・照会**
- 平成23年度大学入学者選抜実施要項について…………… 5
- 平成24年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について…………… 17

§ 公布された教育委員会規則のあらまし §

◆北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則（教育委員会規則第8号）

- 1 趣旨
北海道立学校条例の改正に伴い、関係教育委員会規則の規定の整理を行うため、この教育委員会規則を制定することとした。
- 2 内容
 - (1) 北海道立高等学校学則の一部改正
北海道立高等学校（専攻科を除く。）において授業料を徴収しないこととなったことから、規定の整理を行うこととした（第1条関係）。
 - (2) 北海道有朋高等学校学則の一部改正
北海道有朋高等学校において授業料及び通信教育受講料を徴収しないこととなったことから、規定の整理を行うこととした（第2条関係）。
 - (3) 北海道立学校条例施行規則の一部改正
北海道立学校（専攻科を除く。）において授業料及び通信教育受講料を徴収しないこととなったことから、規定の整理を行うこととした（第3条関係）。
 - (4) 北海道立中等教育学校学則の一部改正について
北海道立中等教育学校において授業料を徴収しないこととなったことから、規定の整理を行うこととした（第4条関係）。
- 3 施行期日
この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立高等学校学則、北海道有朋高等学校学則、北海道立学校条例施行規則及び北海道立中等教育学校学則の規定は、平成22年4月1日から適用することとした。

教育委員会規則

北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則をここに公布する。

平成22年7月8日

北海道教育委員会委員長 神谷 奈保子

北海道教育委員会規則第8号

北海道立学校条例の一部改正に伴う関係教育委員会規則の整理に関する教育委員会規則

（北海道立高等学校学則の一部改正）

第1条 北海道立高等学校学則（昭和26年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「授業料等」を「入学検定料等」に改める。

「第8章 授業料等」を「第8章 入学検定料等」に改める。

第26条中「授業料、」を削り、「寄宿舍使用料」の次に「科目受講料、専攻科の授業料」を加える。

（北海道有朋高等学校学則の一部改正）

第2条 北海道有朋高等学校学則（昭和55年北海道教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第31条の見出しを「(入学検定料等)」に改め、同条中「授業料、」を削り、「通信教育受講料」を「科目受講料」に改める。

(北海道立学校条例施行規則の一部改正)

第3条 北海道立学校条例施行規則（平成元年北海道教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「授業料等」を「入学検定料等」に改める。

第11条から第13条までを削る。

第10条の見出し及び同条第1項中「授業料等」を「寄宿舎使用料等」に改め、同条第2項中「授業料等」を「寄宿舎使用料等」に、「道立中等教育学校」を「北海道立中等教育学校」に改め、同条を第13条とする。

第9条第1項中「(単位制による定時制の課程に在籍する生徒を除く。以下この条において同じ。)」を削り、同条第2項中「又は道立中等教育学校」を削り、同条を第12条とする。

第8条の見出し中「授業料等」を「寄宿舎使用料等」に改め、同条中「授業料等（第2号の場合にあっては、寄宿舎使用料）」を「寄宿舎使用料等」に改め、同条第1号、第3号及び第4号中「授業料等」を「寄宿舎使用料等」に改め、同条を第11条とする。

第7条を削り、第6条を第10条とし、第5条を第9条とする。

第4条第1項中「授業料又は寄宿舎使用料（以下「授業料等」という。）」を「寄宿舎使用料又は授業料（以下「寄宿舎使用料等」という。）」に、「授業料については授業料納付督促書（別記第1号様式）、寄宿舎使用料については寄宿舎使用料納付督促書（別記第2号様式）」を「寄宿舎使用料については寄宿舎使用料納付督促書（別記第1号様式）、授業料については授業料納付督促書（別記第2号様式）」に改め、同条第2項中「授業料納付督促書及び寄宿舎使用料納付督促書」を「寄宿舎使用料納付督促書及び授業料納付督促書」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(寄宿生の退舎処分)

第8条 校長は、寄宿舎使用料の督促を受けた納付義務者等が寄宿舎使用料納付督促書により指定した期限内に寄宿舎使用料を納付しない場合は、当該生徒に対して、退舎を命ずることができる。

第3条を削り、第2条第1項中「授業料（定時制の課程における学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による定時制の課程」という。）の授業料を除く。）」を「高等学校の専攻科の授業料（以下単に「授業料」という。）」に改め、同条第5項中「又は北海道立中等教育学校（以下「道立中等教育学校」という。）」及び「(単位制による定時制の課程を除く。）」を削り、同条第6項から第8項までを削り、同条を第6条とする。

第1条の次に次の4条を加える。

(入学検定料の納付方法)

第2条 入学検定料は、入学又は他の学校（北海道立学校を除く。次条第1項において同じ。）からの転学を出願するときに、北海道収入証紙で納付するものとする。

(入学科又は進級料の納付方法)

第3条 入学科は、入学式の日までに納付するものとする。ただし、他の学校から転学し、編入学し、又は学年の中途に入学する場合は、その都度納付するものとする。

2 進級料は、前期課程から後期課程に進級した後の直近の学年始業日までに納付するものとする。

(寄宿舎使用料の納付方法)

第4条 寄宿舎使用料の納付期限は、第1期（4月）分については4月25日、第11期（2月）分及び第12期（3月）分については2月25日、その他の期の分については、各月の15日とする。

2 前項に規定する納付期限後に納付義務の生じた場合は、当該期の寄宿舎使用料の納付期限は、その月の末日とする。

3 前2項に規定する納付期限が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定にかかわらず、これらの日の翌日を納付期限とみなす。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4 生徒が前3項に規定する納付期限前に他の学校に転学し、又は退学する場合は、その期の寄宿舎使用料は、前3項の規定にかかわらず、転学又は退学の日までに納付するものとする。

(科目受講料の納付方法)

第5条 科目受講料は、科目の履修を申し込むときに北海道収入証紙で納付するものとする。

第14条中「証紙」を「北海道収入証紙」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第1号様式（第7条関係）

寄宿舎使用料納付督促書

全 日 制
課程 科 学年 氏名
定 時 制

上記の生徒の平成 年度 月分寄宿舎使用料 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに納付してください。

なお、上記の期日までに寄宿舎使用料が納付されないときは、北海道立学校条例施行規則第8条の規定より退舎を命ずることがありますので、至急納付してください。

平成 年 月 日

生 徒 氏名
保護者 氏名
保証人 氏名

様

北海道 学校長 印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第2号様式（第7条関係）

授業料納付督促書

全 日 制
課程 科 学年 氏名
定 時 制

上記の生徒の平成 年度第 期（ 月）分授業料 円が未納となっておりますので、平成 年 月 日までに納付してください。

なお、上記の期日までに授業料が納付されないときは、北海道立学校条例施行規則第9条の規定により出席停止を命ずることがありますので、至急納付してください。

平成 年 月 日

生徒 氏名
保護者 氏名
保証人 氏名

様

北海道

学校長

印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、北海道知事に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 この処分については、1の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（地方自治法第231条の3第9項）。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第3号様式（第9条関係）

出席停止通知書

課程 科 学年 氏名

上記の生徒の平成 年度第 期(月)分授業料 円については、先に授業料納付督促書を送付しましたが、まだ納付されないので、北海道立学校条例施行規則第9条の規定により平成 年 月 日から出席停止を命じます。

なお、平成 年 月 日までに授業料が納付されないときは、同規則第10条の規定により退学を命ずることがありますので、至急納付してください。

平成 年 月 日

生徒 氏名
保護者 氏名
保証人 氏名

様

北海道

学校長

印

教 示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴

えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

別記第4号様式（第10条関係）

退 学 処 分 通 知 書

課程 科 学年 氏名

上記の生徒の平成 年度第 期（ 月）分授業料の納付については、再三督促しましたが、納付されないので、北海道立学校条例施行規則第10条の規定により、平成 年 月 日付けで退学を命じます。

なお、未納となっている授業料 円については、速やかに納付してください。

平成 年 月 日

生 徒 氏名

保護者 氏名 様

保証人 氏名

北海道 学校長 印

教 示

- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北海道教育委員会に審査請求をすることができます。
- この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道教育委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番縦型とする。

（北海道立中等教育学校学則の一部改正）

第4条 北海道立中等教育学校学則（平成18年北海道教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

第26条の見出しを「(入学検定料等)」に改め、同条中「授業料、」を削る。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行し、改正後の北海道立高等学校学則、北海道有朋高等学校学則、北海道立学校条例施行規則及び北海道立中等教育学校学則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

通 達 ・ 通 知 ・ 照 会

教 高 第 445 号
平成22年7月8日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北海道登別明日中等教育学校長
高等部を置く各道立特別支援学校長 様
関係市町村教育委員会教育長
（各市町村立高等学校長及び高等部
を置く各札幌市立特別支援学校長）

北海道教育委員会教育長

平成23年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このことについて、文部科学副大臣から別記のとおり通知がありましたので、通知します。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

別記

22文科高第206号
平成22年5月21日

各 都 道 府 県 知 事 様
各都道府県教育委員会教育長

文部科学副大臣
鈴 木 寛

平成23年度大学入学者選抜実施要項について（通知）

このたび、標記の要項について、各国公私立大学長及び独立行政法人大学入試センター理事長に対し、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

ついては、貴管下の高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。）及び関係市町村教育委員会への周知について、よろしくお取り計らい願います。

別添

平成23年度大学入学者選抜実施要項

（平成22年5月21日22文科高第206号文部科学副大臣通知）

第1 基本方針

各大学（短期大学を含む。以下同じ。）は、入学者の選抜を行うに当たり、入学志願者の大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定し、公正かつ妥当な方法で実施するとともに、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の教育を乱すことのないよう配慮する。

能力・適性等の判定に当たっては、高等学校段階で育成される学力の重要な要素（基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学習意欲）を適切に把握するよう十分留意する。なお、高等学校の学科ごとの特性にも配慮する。

また、各大学は、当該大学・学部等の教育理念、教育内容等に応じた入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）を明確にするとともに、これに基づき、入学後の教育との関連を十分に踏まえた上で、入試方法の多様化、評価尺度の多元化に努める。

第2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）については、求める学生像だけでなく、高等学校で履修すべき科目や取得しておくことが望ましい資格等を列挙するなど「何をどの程度学んできてほしいか」をできる限り具体的に明示する。

なお、明示する科目・資格等は、高等学校教育の内容・水準に十分配慮したものとする。

第3 入試方法

1 入学者の選抜は、調査書の内容、学力検査、小論文・面接その他の能力・適性等に関する検査の成績、その他大学が適当と認める資料により、入学志願者の能力・適性等を合理的に総合して判定する入試方法（以下「一般入試」という。）による。

この方法による場合には、スポーツ・文化活動やボランティア活動などの諸活動を適切に評価することが望ましい。

2 一般入試のほか、各大学の判断により、入学定員の一部について、以下のような多様な入試方法を工夫することが望ましい。

(1) アドミッション・オフィス入試

詳細な書類審査と時間をかけた丁寧な面接等を組み合わせることによって、入学志願者の能力・適性や学習に対する意欲、目的意識等を総合的に判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 入学志願者自らの意志で出願できる公募制とすること。
- ② アドミッション・オフィス入試の趣旨にかんがみ、知識・技能の修得状況に過度

に重点を置いた選抜基準とせず、合否判定に当たっては、入学志願者の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に判定すること。

- ③ 大学教育を受けるために必要な基礎学力の状況を把握するため、以下のア～エのうち少なくとも1つを行い、その旨を募集要項に明記すること。

ア 各大学が実施する検査(筆記、実技、面接等)による検査の成績を合否判定に用いる。

イ 大学入試センター試験の成績を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

ウ 資格・検定試験などの成績等を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

エ 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用いる。

- ④ ③ア～ウを行う場合にあっては、③エと組み合わせるなど調査書を積極的に活用することが望ましい。

(2) 推薦入試

出身高等学校長の推薦に基づき、原則として学力検査を免除し、調査書を主な資料として判定する入試方法。

この方法による場合は、以下の点に留意する。

- ① 高等学校の教科の評定平均値を出願要件(出願の目安)や合否判定に用い、その旨を募集要項に明記すること。

- ② 推薦書・調査書だけでは入学志願者の能力・適性等の判定が困難な場合には、上記(1)③ア～ウの措置の少なくとも1つを講ずることが望ましい。

(3) 専門高校・総合学科卒業生入試

高等学校の職業教育を主とする学科又は総合学科卒業の入学志願者を対象として、職業に関する教科・科目の学力検査の成績などにより判定する入試方法。

(4) 帰国子女入試・社会人入試

帰国子女(中国引揚者等子女を含む。)又は社会人を対象として、一般の入学志願者と異なる方法により判定する入試方法。

この方法による場合は、外国における教育事情の違いや高等学校等卒業後の年月の経過などにかんがみ、広く入学志願者の能力・適性等に応じ選抜がなされるよう学力検査の免除又は負担の軽減を図り、小論文、面接、その他大学が適当と認める資料を適切に組み合わせて判定することが望ましい。

第4 試験期日等

- 1 一般入試、専門高校・総合学科卒業生入試、アドミッション・オフィス入試及び推薦入試における学力検査の期日は、次により適宜定める。

(1) 試験期日 平成23年2月1日から4月15日までの間

(2) 入学願書受付期間 試験期日に応じて定める。

(3) 合格者の決定発表 平成23年4月20日まで

- 2 アドミッション・オフィス入試、推薦入試等において学力検査を課さない場合は、上記1(1)の試験期日によることを要しないが、高等学校教育に対する影響や入学志願者に対する負担に十分配慮する。

- 3 アドミッション・オフィス入試については、入学願書受付を平成22年8月1日以降とする。

- 4 推薦入試による場合は、原則として入学願書受付を平成22年11月1日以降とし、その判定結果を一般入試の試験期日の10日前までに発表する。

- 5 その他、いわゆる秋季入学試験の場合は、上記1によることを要しない。また、帰国子女入試、社会人入試については、上記1(1)によることを要しない。

第5 調査書

- 1 各大学は、入学者選抜の資料として、高等学校生徒指導要録(以下「指導要録」という。)に基づき、別紙様式により作成された調査書を提出させる。

必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、「調査書記入上の注意事項等について」の16により取り扱うものとし、合否判定に当たり、未履修科目があることをもって、不利益に取り扱うことがないよう配慮する。

- 2 各大学は、入学者の選抜に当たって、調査書を十分活用することが望ましい。

- 3 各大学は、資格・検定試験の成績等のほか、弁論大会やボランティア活動の実績等を入学者選抜に用いる場合は、調査書への記載方法等を募集要項にできる限り具体的に記載する。

- 4 各大学は、高等学校長に対し、調査書の学習成績概評がAに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示できるよう希望することができる。この場合には「備考」の欄にその理由を明示させる。

- 5 各大学は、高等学校長に対し、当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒については、その旨を調査書の「備考」の欄に記入できるよう希望することができる。

- 6 指導要録の保存期間(入学、卒業等の学籍に関する記録(各教科・科目等の修得単位数の記録を含む。))については卒業後20年、指導に関する記録については卒業後5年)が経過したものについては、原則として調査書にその記載を要しない。この取扱いは、すべての卒業生(又は退学者)に適用する。
- 7 上記5の場合及び廃校・被災その他の事情により調査書が得られない場合には、卒業証明書や成績通信簿を提出させるなど、それに代わる措置を講ずることとし、そのことを募集要項に明記することなどにより周知を図ることが望ましい。
- 8 高等専門学校第3学年修了者等の調査書については、次による。
 - (1) 高等専門学校第3学年修了者及び文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程又は相当する課程を有するものとして認定又は指定した在外教育施設の当該課程を修了した者の調査書については、別紙様式の調査書に準じて作成し提出させる。
 - (2) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの、国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア資格(フランス共和国)取得者、文部科学大臣の指定を受けた専修学校高等課程の学科を修了した者並びに高等学校卒業程度認定試験合格者(従前の大学入学資格検定合格者を含む。))については、当該試験等の成績証明書をもって調査書に代えることができる。

第6 学力検査等

1 個別学力検査

- (1) 各大学が実施する学力検査(以下「個別学力検査」という。)は、高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号。以下「学習指導要領」という。)に準拠し、高等学校教育の正常な発展の障害とならないよう十分留意しつつ、適切な方法により実施する。
- (2) 個別学力検査を実施する教科・科目は、学習指導要領に定められている教科・科目の中から、高等学校教育に及ぼす影響にも配慮しつつ、大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性に応じ、各大学が定める。

なお、複数教科を統合して学力を判断する総合的な問題の出題など、工夫に努めることが望ましい。
- (3) 各大学が個別学力検査の実施科目を定めるに当たっては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、できるだけ多くの科目を出題し、選択解答させるよう配慮することが望ましい。
- (4) 大学・学部等の目的、特色、専門分野等の特性からみて適当と認められる場合には、普通教科の一部に代えて、職業に関する教科を出題し、又は普通教科の科目に職業に関する基礎的・基本的科目を加え、選択解答させることが望ましい。
- (5) 個別学力検査は、以下の点に留意して、入学志願者の学習能力をできる限り合理的に検査することができるよう出題方針を立てる。
 - ① 個別学力検査は、各種の客観式及び記述式の検査方法を適宜組み合わせ、入学志願者の自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力等を適切に判断できるよう工夫することが望ましい。
 - ② 上記(4)に示す職業に関する科目の出題に当たっては、職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業生が普通教育を主とする学科の卒業生に比べて不利にならないよう、特に考慮すること。

2 大学入試センター試験の利用

- 大学入試センター試験を利用した選抜を実施する大学にあっては、「平成23年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱(平成21年5月19日21文科高第6144号文部科学省高等教育局長通知)」の定めによるほか、以下の点に留意して実施する。
- (1) 各大学が大学入試センター試験において入学志願者に解答させる科目を定めるに当たっては、できるだけ多くの科目の中から選択解答させることが望ましい。
 - (2) 各大学の個別学力検査において、大学入試センター試験と同じ教科・科目を課す場合においては、論理的思考力や言語的表現力など、大学入試センター試験とは異なる能力の判定に力点を置くような工夫を行うことが望ましい。
 - (3) 各大学は、アドミッション・オフィス入試、推薦入試において大学入試センター試験を利用することができる。
 - (4) 各大学における大学入試センター試験の成績の利用方法については、例えば、一定の学力水準に達しているか否かの判定に主として用いる資格試験的な利用方法や成績の複数年度利用等、多様な利用方法を工夫することが望ましい。

3 小論文、面接、実技検査、外部資格試験等の活用

- (1) 小論文及び面接

入学志願者の能力・適性等を多角的に判定するため、学部等の特性に応じ、小論文を課し、また、面接を活用することが望ましい。
- (2) 実技検査

主として実技による授業を行う美術、工芸、音楽、体育等に関する学部等（教員養成学部にあつては主専攻）においては、学力検査のほか、実技に関する検査を課すことが望ましい。

(3) 外部試験の活用

入学志願者の外国語におけるコミュニケーション能力を適切に評価する観点から、実用英語技能検定（英検）やTOEFL等の結果を活用するなど、必要に応じ信頼性の高い外部試験の活用を図ることが望ましい。

なお、この場合には、下記第7の学力検査実施教科・科目及び試験方法等の発表の際にその旨を明らかにする。また、当該試験の結果の確認方法等について事前に試験実施機関に確認しておく。

第7 学力検査実施教科・科目、試験方法等の決定・発表

- 1 各大学は、学力検査の実施教科・科目、試験方法（小論文の出題、面接の実施や推薦入試等の実施など）、その他入学者選抜に関する基本的な事項について決定し、平成22年6月1日から7月31日までに発表するものとする。
- 2 発表した内容は、大学のホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努める。
- 3 個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合には、2年程度前には予告・公表する。なお、その他の変更についても、入学志願者保護の観点から可能な限り早期の周知に努める。

第8 募集人員

- 1 各大学で募集する人員は、所定の入学定員による。
なお、入学定員は、教員組織、施設、設備等を総合的に考慮して定められていることを十分考慮し、入学定員を著しく超えて入学させないものとする。このことは、編入学試験を実施する際も同様とする。
- 2 大学における推薦入試の募集人員は、附属高等学校長からの推薦に係るものも含め、学部等募集単位ごとの入学定員の5割を超えない範囲において各大学が定めるものとする。
短期大学における推薦入試の募集人員は、上記にかかわらず、推薦入試以外の入試方法における受験機会の確保にも配慮して、各短期大学が適切に定める。
- 3 各大学は、入学志願者が大学入学後に幅広い分野の大学教育に触れながら自らの適性や関心等に基づき、専攻分野を決めることができるようにする等の観点から、例えば学科ではなく学部単位で募集するなど、募集単位を大きくくり化することが望ましい。
- 4 各大学・学部においては、入学定員の適切な充足を確保することとし、欠員の補充の方法等については事前に周到な準備をしておく。

第9 出願資格

大学に入学を出願することのできる者は、学校教育法第90条の規定により大学の入学資格を有する者又は大学入学の前までに入学資格を有することとなる見込みの者とする。

第10 募集要項等

- 1 募集要項
 - (1) 各大学は、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、募集人員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要な事項を決定し、それらを明記した募集要項を平成22年12月15日までに発表する。
 - (2) 推薦入試等を実施する場合には、それぞれの入試方法の区分ごとに募集人員等を明記する。
 - (3) 寄付金等の納入を条件として入学許可を行うことのないようにすることが必要であり、平成14年10月1日14文科高第454号文部科学事務次官通知を踏まえ、寄付金等を募集する場合は、募集要項において応募が任意であること、入学前の募集は行っていないことなどを明記する。
 - (4) 入学志願者に対し、募集要項のほか、大学案内、大学説明会等により、入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）、学部等の組織、教育研究の内容及び特色、学生生活の概要及び諸経費、過去の年度の入学志願者及び合格者の数、卒業後の進路状況など大学・学部等の選択の参考となる情報の提供に努める。
 - (5) 受験の勧誘を行う場合には、それをもって直ちに入学の確約と誤解されることのないよう入学者選抜の公正確保に努める。
- 2 入学手続
 - (1) 入学手続に際しては、合格者の負担等に配慮し、必要に応じ郵送による手続も認めるなど弾力的な実施に配慮する。
 - (2) 入学料以外の学生納付金について、「私立大学の入学手続時における学生納付金の取扱いについて（昭和50年9月1日文管振第251号文部省管理局长・文部省大学局長

から文部大臣所轄各学校法人理事長あて通知)」の趣旨を踏まえ、合格発表後、短期間内に納入させるような取扱いは避ける。

- (3) 入学辞退者に対する授業料、施設設備費等の学生納付金の返還申出期限については、「大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取扱いについて(平成18年12月28日文科高第536号文部科学省高等教育局長・文部科学省生涯学習政策局長から文部科学大臣所管各学校法人理事長等あて通知)」の趣旨を踏まえ、以下の点について入学志願者に対し、例えば、あらかじめ募集要項、入学手続要項等に記載するなどにより、明確にする。

- ① 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者(専願又は推薦入学試験(これに類する入学試験を含む。)に合格して大学等と在学契約を締結した入学志願者を除く。)については、原則として、入学志願者が納付した授業料等及び諸会費等の返還に応じること。
- ② ①にかかわらず、募集要項、入学手続要項等に、「入学式を無断欠席した場合には入学を辞退したものとみなす」、「入学式を無断欠席した場合には入学を取り消す」などと記載している場合には、入学式の日までに入学志願者が明示又は黙示に在学契約を解除したときは、授業料等及び諸会費等の返還に応じる。

第11 国立大学の入学者選抜

国立大学の入学者選抜の日程等は次のとおりである。

1 個別学力検査等の日程

- (1) 出願受付は、平成23年1月24日から2月2日までとする。
- (2) 個別学力検査等の日程については、前期日程を平成23年2月25日から、後期日程を同年3月12日以降に実施する。
- (3) 合格者の発表は、前期日程は平成23年3月6日から3月10日まで、後期日程は同年3月20日から3月24日まで(できるだけ23日まで)とする。
- (4) 入学手続は、前期日程は平成23年3月15日に、後期日程は同年3月27日に締め切る。
- (5) 各大学は、合格者又は入学手続終了者が入学定員に満たない場合には、いずれの国立大学にも入学手続をとっていない者を対象として、平成23年3月28日以降第2次募集又は追加合格による欠員補充を行うことができる。

2 各大学に対する出願方法

入学志願者は、各大学が定める手続・方法等により、上記1の(1)による出願に当たっては、前期日程の大学・学部等から1つ、後期日程の大学・学部等から1つの合計2つの大学・学部等に出願することができる。

なお、入学者選抜の実施に当たっては、以下の点に留意すること。

(1) 2段階選抜

- ① 2段階選抜とは、主として調査書の内容及び大学入試センター試験の成績により第1段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行って最終的な合格者を決定する方法であり、以下の場合に実施することが考えられる。

ア 入学志願者の数が入学定員を大幅に上回り、個別学力検査等を適切に実施することが極めて困難であるため特に必要がある場合

イ 大学入試センター試験を資格試験的に利用する場合

- ② 上記アの理由により2段階選抜を実施する大学は、2段階選抜に係る実施倍率の大幅な緩和ないしはその取り止めを図るため、試験実施から採点、合格者決定等の入試日程や業務内容等の適切な見直し、再検討を図るとともに、全学的な連携協力を図りつつ円滑適正な処理についてより一層努める。

(2) その他の留意事項

- ① 各大学・学部の前期日程・後期日程の定員比率については、その適正化について積極的に努めること。
- ② 出願期間中においては入学志願者数、2段階選抜の状況及び過去の入試データ等の情報を、入学手続締切後には追加合格の状況及び第2次募集の状況等の情報を適宜提供するよう配慮すること。

第12 公立大学の入学者選抜

公立大学の入学者の選抜に関しては、第11に掲げるところに準じて実施される。

ただし、個別学力検査等の日程については、各大学の定めるところによる。

第13 その他注意事項

1 健康状況の把握及び障害のある者等への配慮

- (1) 入学志願者の健康状況については、原則としては入学者選抜の判定資料としないものとし、大学において健康状況の把握を必要とする特別の事由がある場合には、募集要項に具体的に記載する。この場合であっても、健康の状況を理由として不合格の判定を行うことについては、疾病など心身の異常のため志望学部等の教育の目的に即した履修に耐えないことが、入学後の保健指導等を考慮してもなお明白な場合に限定

し、真に教育上やむを得ない場合のほかは、これらの制限を廃止あるいは大幅に緩和する方向で見直す。

- (2) 障害のある者等の試験に係る特別措置については、以下の例示を参考とするなど更に配慮する。また、「障害者等に係る欠格事由の適正化等を図るための医師法等の一部を改正する法律の施行について（平成13年12月27日13国文科高第11号文部科学省高等教育局長通知）」にも十分留意する。
 - ① 点字・拡大文字による出題、拡大解答用紙の作成など
 - ② 特定試験場の設定、試験会場への乗用車での入構、座席指定の工夫など
 - ③ 試験時間の延長、文書による注意事項の伝達、試験室入り口までの付添者の同伴、介助者の配置など
 - (3) 各大学は、障害等の状態に応じた入試が実施できるよう、事前相談体制の構築・充実に努めるとともに、事前相談の時期や方法について十分配慮し、他の入学志願者に比べて不利にならないようにする。
- 2 入試情報の取扱い
- (1) 各大学は、学力検査問題等について、標準的な解答例や出題の意図等を明らかにするように配慮する。
 - (2) 各大学は、受験者への成績開示や、受験者数、合格者数、入学者数等の入試情報の積極的開示に努める。また、試験の評価・判定方法については、可能な限り情報開示に努める。
 - (3) 合格者の氏名や住所、調査書に記載された内容等、各大学の選抜を通じて取得した個人情報については、漏えいや選抜以外の目的の利用等がないよう、その保護に十分留意しつつ、適正な取扱いに努める。
- 3 入学者選抜の実施に係るミスの防止
- (1) 各大学は、入学者選抜業務のプロセス全体を把握した上で、ガイドラインの作成等により、業務全体のチェック体制を確立する。
また、入学者選抜にかかわる者の責務を明確にし、教員、事務職員等関係者が一体となり、全学的な連携体制の確立に努める。
 - (2) 試験問題の作成においては、チェック体制を不断に点検するとともに、作題者以外の者も含めて、二重、三重に点検を行うこと等により、ミスの防止及び早期発見に努める。
なお、試験問題の作成につき、外部の機関又は専門家の協力を得ることについては、機密性、中立性、公平性の観点から十分慎重に対応する。
 - (3) 合格者決定業務においては、電算処理や解答のチェック体制を確立し、点検・確認する。
また、追加合格決定業務についても、マニュアルを作成する等、実施体制及び決定手続を明確にする。
- 4 入学者選抜の公正確保
- 入学者選抜は、中立・公正に実施することを旨とし、入試問題の漏えいなど入学者選抜の信頼性を損なう事態が生ずることのないよう、学長を中心とした責任体制の明確化、入試担当教職員の選任における適格性の確保、研修の実施など実施体制の充実を図る。
- 5 外国人を対象とした入試
- (1) 私費外国人留学生の入試に当たっては、真に修学を目的とした者が選抜されるよう、適切に実施する。また、国際交流等の推進の観点から、独立行政法人日本学生支援機構が実施する「日本留学試験」の積極的な活用や当該試験を利用した渡日前入学許可の実施について配慮することが望ましい。
 - (2) 個別学力検査の実施教科・科目及び試験方法等の決定・発表は、試験期日の6か月以上前に行うとともに、募集要項の発表も出願に必要な期間を考慮して行う。
 - (3) 国際バカロレア資格取得者、アビトゥア資格取得者、バカロレア(フランス共和国)取得者について、これらの資格を国内で取得した場合であっても、外国において取得した場合と同様の取扱いをするよう配慮することが望ましい。
- 6 その他
- (1) 各大学は、入試に関する研究委員会を設けて調査研究を行い、その成果を入試に反映させることが望ましい。
 - (2) 推薦入試等の実施に際しては、高等学校及び中等教育学校のみならず、高等部を置く特別支援学校及び我が国の高等学校と同等の課程を有するとして文部科学大臣が認定している在外教育施設等の出身者等についても対象とするよう配慮する。
 - (3) 各大学は、所定の日程による試験実施が困難となるような不測の事態に適切に対応できるよう、入学志願者への連絡方法や問い合わせ窓口の設置、関係機関との連携・協力体制の構築などについて、十分な検討・準備を行う。

(4) 各大学は、入学手続をとった者に対しては、必要に応じ、これらの者の出身高等学校と協力しつつ、入学までに取り組むべき課題を課すなど、入学後の学習のための準備をあらかじめ講ずることが望ましい。

なお、当該措置を講ずる場合は、その旨を募集要項に記載すること。その際、入学者受入方針(アドミッション・ポリシー)との関連に留意すること。

第14 備考

この要項は、平成23年度の大学入学者選抜に適用する。

なお、本要項により実施し難い事情のある大学は、募集要項の発表前に、(募集要項の発表後に募集要項のとおり実施し難い事態が生じた場合には、速やかに)文部科学省高等教育局大学振興課大学入試室に連絡する。

別紙様式 (表)

調 査 書

※		※				※		※					
1. ふりがな氏名		昭和 年 月 日生				性別	現住所	都道府県	市区	町村 丁目 番号			
学校名	国立 公立 私立	高等学校 中等教育学校 (分校)					昭和 平成	年 月	入学、編入学、転入学 (第 学年)				
全・定・通	普通・専門 ()・総合						昭和 平成	年 月	卒業 卒業見込				
2. 各教科・科目等の学習の記録													
教科・科目		評 定				修の 得単 位 数計	教科・科目		評 定				修の 得単 位 数計
		第1 学 年	第2 学 年	第3 学 年	第4 学 年				第1 学 年	第2 学 年	第3 学 年	第4 学 年	
教科	科 目						教科	科 目					
							総合的な学習の時間						
							計						

3. 各教科の 評定平均値	教科	国語	地理 歴史	公民	数学	理科	保健 体育	芸術	外国 語	普・普・ 家庭情報	全体の 評定平均値	
	平均値											
	教科											
	平均値											
4. 学習成績概評		成績段階別人数										
段階		A	人	B	人	C	人	D	人	E	人	合計 (人) 人

(裏)

※		※				※				※									
5. 出欠の記録																			
区分		学年				区分		学年				1		2		3		4	
		1	2	3	4			1	2	3	4								
授業日数						欠席日数													
出席停止・忌引き等の日数						出席日数													
留学中の授業日数						備考													
出席しなければならぬ日数																			
6. 特別活動の記録		第1学年				第2学年				第3学年				第4学年					
7. 指導上参考となる諸事項		(1) 学習における特徴等 (2) 行動の特徴、特技等				(3) 部活動、ボランティア活動等 (4) 取得資格、検定等				(5) その他									
		第1学年																	
		第2学年																	
		第3学年																	
		第4学年																	
8. 総合的な学習の時間の内容・評価		活動内容																	
		評価																	
9. 備考																			

この調査書の記載事項に誤りがないことを証明する			
平成 年 月 日			
学 校 名			
所 在 地			
校 長 名	印	記載責任者職氏名	印

調査書記入上の注意事項等について

- 1 調査書は、高等学校生徒指導要録（以下「指導要録」という。）等に基づき、この様式により作成すること。ただし、様式の枠の大きさや文字の大きさは任意とする。
 - 2 調査書は、個人的主観にとらわれたり、特別の作為を加えたりすることのないように作成すること。
 - 3 調査書は、ホームルーム担当教員等が原案を作成し、関係教員をもって組織した調査書作成に関する委員会の審議を経て、高等学校長が作成し、その責任において、大学に提出すること。
 - 4 調査書は、日本工業規格A4判（210×297mm）上質紙（57.5kg程度）とし、表裏の両面を使って作成すること。ただし、複写機等により作成する場合は、A3縦型表判（297×420mm）複写紙の左右に表裏を複写し、二つ折りとしても差し支えない。
 - 5 上段※印欄は、大学において必要な事項を記入するための欄とし、高等学校では記入しないこと。
 - 6 「氏名」、「現住所」、「学校名」に係る欄は、必要事項を記入するとともに、該当項目を○で囲むか、該当項目のみを直接記入すること。
 なお、編入学及び転入学の場合は、その学年を（ ）内に記入することとし、専門教育を主とする学科については、農業、水産、工業、商業、家庭、音楽等の別及び各科別を、例えば工業に関する学科の機械科の場合（工・機械）のように、（ ）内に記入すること。
- また、学年による教育課程の区分を設けない全日制、定時制及び通信制の課程においては、「学年」を「年度」と読み替えること。（以下同じ。）
- 7 「各教科・科目等の学習の記録」の欄は、高等学校在学中の全学年について、次のように記入すること。
 - (1) 「教科・科目」の欄の教科名及び科目名は、指導要録に基づいて記入すること。
 「教科・科目」の欄については、普通教育に関する教科・科目、専門教育に関する教科・科目の別が明確に区分されるよう記載すること。

（記入例）

教 科 ・ 科 目		評 定				修 得 単 位 数 計
		第 1 学 年	第 2 学 年	第 3 学 年	第 4 学 年	
教科	科 目					
【普通教育に関する教科・科目】						
国 語	国語総合	4				4
	古典		3			4
【専門教育に関する教科・科目】						
農 業	農業科学基礎	3				4
	環境科学基礎		5			4

なお、留学については、空欄に「留学」と記載すること。

また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

- (2) 「修得単位数の計」の欄は、修得を認定した学年ごとの単位数の計を記入すること。
 この場合、卒業見込みの者で、最終学年の修得単位数が未決定である場合には、当該学年における履修単位数を修得したものとして計算すること。
 なお、留学に係る修得単位数については、高等学校長が修得を認定した単位数を記入すること。

- (3) 「評定」の欄は、5、4、3、2、1の5段階で表示すること。
 また、留学に係る評定については、外国の高等学校の発行する成績や在籍、科目履修に関する証明書又はその写し（高等学校長が原本と相違ないことを証明したもの）を添付し、記入を要しないこととする。
- (4) 卒業見込みの者で、最終学年の成績が未決定である場合は、当該学年における直近の成績を総合し、高等学校として判定した成績を、最終学年の成績として記入すること。
- 8 「各教科の評定平均値」及び「全体の評定平均値」の欄については、次のように記入すること。なお、留学に係る修得単位については、算入する必要がない。

- (1) 各教科の評定平均値の欄に記載する教科名について、普通教育に関する教科・専門教育に関する教科で同一の名称がある場合には、それぞれ「普」・「専」を教科名に併記すること。
- (2) 各教科の評定平均値は、高等学校生徒指導要録に基づき、各教科ごとに各科目の評定の合計数を各教科の評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

なお、例示以外の履修教科は、空欄を利用すること。また、空欄不足の場合は、紙を貼り足してもよい。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$\text{ア} \quad \frac{\text{評定の合計数}}{\text{評定数}} = \frac{3 + 3 + 5}{3} = \frac{11}{3} = 3.66$$

イ 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の理科の評定平均値は、「3.7」となる。

教科・科目		評定				修得単位数計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
理科	理科総合A	3				2
	物理I		3			3
	化学I			5		3

- (3) 全体の評定平均値は、指導要録に基づき、すべての教科・科目の評定の合計数をすべての評定数で除した数値（小数点以下第2位を四捨五入）を記入すること。

（計算例）

下記の成績の者の計算例は、次のとおりである。

$$\text{ア} \quad \frac{\text{すべての教科・科目の評定の合計数}}{\text{すべての評定数}} = \frac{(\text{国語}4 + 3) + (\text{地歴}5 + 4 + 4) + \dots}{(\text{国語}2) + (\text{地歴}3) + \dots} \\ = \frac{(\text{保体}4 + 3 + 4 + 5) + \dots (\text{家庭}5)}{(\text{保体}4) + \dots (\text{家庭}1)} = \frac{116}{30} = 3.86$$

イ 小数点以下第2位を四捨五入すると、この者の全体の評定平均値は、「3.9」となる。

教科・科目		評定				修得単位数計
		第1学年	第2学年	第3学年	第4学年	
教科	科目					
国語	国語総合	4				4
	古典		3			4
地理歴史	世界史B	5				4
	日本史A		4			2
	地理A			4		2
保体	体育	4	3	4		8
	保健		5			2

家庭	家庭総合	5				4
----	------	---	--	--	--	---

(注) 保健体育の体育のように、複数学年にわたって履修する科目については、各学年ごとの評定数をそれぞれ1科目分として取り扱い計算すること。

9 「学習成績概評」及び「成績段階別人数」の欄は、次のように記入すること。

- (1) 「学習成績概評」の欄は、高等学校における同一学年生徒全員（ただし、教育課程の異なる類型のある場合は類型別、専門教育を主とする学科の場合は科別）の3か年間（ただし、定時制及び通信制の課程で修業年限が3年を超えるものにあつては当該期間）における全体の評定平均値を次の区分に従って、A、B、C、D、Eの5段階に分け、その生徒の属する成績段階を記入すること。

全体の評定平均値	学習成績概評
5.0～4.3	A
4.2～3.5	B
3.4～2.7	C
2.6～1.9	D
1.8以下	E

- (2) 大学が希望する場合、学習成績概評Aに属する生徒のうち、人物、学力ともに特に優秀な者については、「学習成績概評」の欄に㊸と標示することができる。

この場合、高等学校長は「備考」の欄にその理由を明示しなければならないものとする。

- (3) 「成績段階別人数」の欄は、各段階に属する人数とその合計を、「A〇〇人、B〇〇人、C〇〇人、D〇〇人、E〇〇人、合計〇〇人」のように記入すること。

また、(1)により、類型別又は科別に記入した場合は、「合計」の欄に同一学年生徒の合計数を（ ）内に記入すること。

10 「出欠の記録」の欄は、指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの者の最終学年の欄は、直近の学期末（ないしは、最終学年の成績を判定した時点）現在における出欠の状況を記入し、その旨を備考欄に明示すること。

11 「特別活動の記録」の欄には、特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び所見を記入すること。

- (1) 事実の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

所属する係名や委員会名、学校行事における役割の分担など、活動の状況についての事実に関すること。

- (2) 所見の記入に当たっては、例えば下記の事項が考えられること。

① その生徒個人として比較的優れている点など、特別活動全体を通して見られる生徒の特徴に関すること。

② 当該学年において、その当初と学年末とを比較し、活動の状況の進歩が著しい場合、その状況に関すること。

12 「指導上参考となる諸事項」の欄には、指導要録の同欄の記載事項のうち、(1)各教科・科目及び総合的な学習の時間の学習における特徴等、(2)行動の特徴、特技等、(3)部活動、ボランティア活動等、(4)取得資格、検定等、(5)その他特に必要と認められる事項等について記入することとし、無い場合はその旨明示すること。その際、複数の学年を通じた記入が適当である場合は、各学年ごとの記入を要しない。

なお、留学に該当する場合は、留学期間及び留学先の国名、学校名を記入すること。また、休学については、校長が許可した期間を記入すること。

13 「総合的な学習の時間の内容・評価」の欄には、「総合的な学習の時間」における当該生徒の活動内容及びその評価を文章で各学年ごとに具体的に記入すること。その際には、各学校が設定した評価の観点及びそれに基づいた評価が記述されることが望ましい。

なお、「総合的な学習の時間」を履修していない生徒については、当該欄に斜線を引くこと。

14 「備考」の欄には、大学の希望により当該大学の学部等に対する能力・適性等について、特に高等学校長が推薦できる生徒についてはその旨記入すること。

また、学校教育法施行規則第85条の規定に基づき、教育課程編成上の特例の適用を受けている研究開発学校及び同規則第103条第1項に基づく単位制による課程を置く高等学校にあつては、その旨明示すること。

15 記載責任者職氏名は、必ず記載し、押印すること。

なお、記載内容を訂正した場合は、訂正箇所校長の印を押印するとともに、欄外に加除字数を表示すること。また、紙を貼り足した場合は、校長の印で割印をとること。

16 必履修教科・科目の未履修があった場合の調査書については、次のとおり取り扱うものとする。

なお、この取扱いは、①「平成19年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について（通知）」（平成18年11月2日付け18文科高第427号）より前に高等学校を卒業した者及び中途退学をした者、及び②「平成20年度大学入学者選抜における調査書の取扱い等について（通知）」（平成19年12月21日付け19高大振第66号）に該当する者に係るものとする。

(1) 未履修教科・科目の「評定」の欄については空白とする。（なお、「修得単位数の計」については、記載すること。）

(2) 「3. 各教科の評定平均値」欄及び「全体の評定平均値」欄については、未履修教科・科目を除いて算定した数値を記入すること。

(3) 「備考欄」については、下記内容を記載すること。

① 未履修教科・科目名。

② 未履修は、生徒の責に帰すべき事由によるものではないこと。

③ 評定平均値は未履修科目を除いて算定していること。

教 高 第 446 号

平成22年7月8日

各 教 育 局 長
各 道 立 高 等 学 校 長
北海道登別明日中等教育学校長
高等部を置く各道立特別支援学校長 様
関係市町村教育委員会教育長
（各市町村立高等学校長及び高等部
を置く各札幌市立特別支援学校長）

北海道教育委員会教育長

平成24年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）

このことについて、文部科学副大臣から別記のとおり通知がありましたので、通知します。

（学校教育局高校教育課普通教育指導グループ）

別記

22文科高第210号

平成22年5月21日

各 都 道 府 県 知 事 様
各都道府県教育委員会教育長

文部科学副大臣
鈴 木 寛

平成24年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱について（通知）

このたび、標記の実施大綱について、各国公立大学長に対し、別添のとおり通知しましたのでお知らせします。

については、貴管下の高等学校（中等教育学校、高等部を置く特別支援学校を含む。）及び関係市町村教育委員会への周知について、よろしくお取り計らい願います。

別添

平成24年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験実施大綱

（平成22年5月21日22文科高第210号文部科学副大臣通知）

平成24年度大学入学者選抜に係る大学入試センター試験の実施に関し必要な基本的事項について、次のとおり定める。

第1 実施の趣旨

大学入試センター試験は、入学志願者の高等学校の段階における基礎的な学習の達成の程度を判定することを主たる目的とするものであり、各大学(短期大学を含む。以下同じ。)が、それぞれの判断と創意工夫に基づき適切に利用することにより、大学教育を受けるにふさわしい能力・適性等を多面的に判定することに資するために実施するものとする。

第2 出題教科・科目等

大学入試センター試験の出題教科・科目等は、別表のとおりとする。

第3 各大学における利用

- 各大学は、それぞれの判断と創意工夫に基づき、又は各大学の団体において協議されたところに沿って、大学入試センター試験の利用方法を定めるものとする。
- なお、各大学においては、複数の出題科目が用意されている教科の中から入学志願者に解答させる特定の出題科目を指定する場合は、入学志願者が複数の大学を志願し得るようにすること並びに高等学校の職業教育を主とする学科及び総合学科の卒業者が普通教育を主とする学科の卒業者に比べて不利にならないようにすることに配慮し、特定の1出題科目のみを指定することのないようにすることが望ましい。
- 大学入試センター試験の成績については、過去3年前のものまで、当該年度の入学者選抜に利用することを認める取扱いとする。

第4 利用に係る通知等

- 平成24年度大学入学選抜から大学入試センター試験を新たに利用する大学(大学の一部の学部等について新たに利用する大学を含む。以下同じ。)は、平成22年10月31日まで(やむを得ない場合においても平成23年3月31日まで)に、大学入試センター試験の出題教科・科目のうち入学志願者に解答させる教科・科目及び各大学ごとに実施する学力検査等(以下「個別学力検査等」という。)の概要を文部科学省高等教育局長及び独立行政法人大学入試センター理事長に通知するものとする。また、利用を取りやめる場合も、同日までにその旨を通知するものとする。
- 上記の通知については、新たに利用する場合は別紙様式により行うものとする。
- 各大学は通知後、その内容について各大学におけるホームページに掲載するなど、広く一般への情報提供に努めるものとする。

第5 実施期日等

- 大学入試センター試験の実施期日については、1月13日以降の最初の土曜日及び翌日の日曜日とし、平成24年度大学入試センター試験の実施期日は、平成24年1月14日(土)及び15日(日)とする。
- 各大学は、独立行政法人大学入試センター(以下「大学入試センター」という。)と協力して、地域ごとに当該大学の入学選抜の実施責任者による連絡会議を設置し、当該大学間の連絡調整等を行う世話大学を置くこと等により、当該大学が共同して大学入試センター試験の円滑な実施を図るものとする。

第6 実施上の配慮事項等

- 大学入試センター試験の試験場の割当てについては、原則として、入学志願者が居住する都道府県内に所在する大学が設定する試験場で受験できるように配慮するものとする。
- 障害のある入学志願者に対しては、障害の種類・程度に応じ、試験時間、出題、解答の方法、試験場の整備等について特別な配慮を行うものとする。
- 天災その他の事情により試験が実施できなかった場合の再試験及び病気その他のやむを得ない事情により所定の試験を受験できなかった者に対する追試験は、必要に応じ、大学入試センターが定めるところにより実施するものとする。

第7 実施方法等に関する要項

大学入試センターは、この実施大綱に定めるもののほか、大学入試センター試験の実施方法、出題教科・科目の詳細、時間割、試験場、出願手続、検定料、成績提供、経費等に関する必要な要項を定め、平成23年7月31日までに発表するものとする。

(別表)

出 題 教 科 ・ 科 目

1 出題教科・科目

教 科	出 題 科 目
国 語	『国語』
地理歴史 ・ 公民	「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」、 「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、『倫理、政治・経済』
数 学	「数学I」、「数学I・数学A」、「数学II」、『数学II・数学B』、「工業数理基礎」、 『簿記・会計』、『情報関係基礎』

理科	「理科総合A」、「理科総合B」、「物理I」、「化学I」、「生物I」、「地学I」
外国語	『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』

(注1)「 」『 』内記載のものを1出題科目とする。

(注2)『 』内記載のものは、二つの科目を総合したもの又は二つ以上の科目に共通する内容を盛り込んだ出題科目とする。

(注3)外国語『英語』は、リスニングを含む。

2 出題教科・科目の選択範囲及び試験時間

教科	グループ	出題科目	試験時間
国語		『国語』	80分
地理歴史・公民		「世界史A」、「世界史B」、「日本史A」、「日本史B」、「地理A」、「地理B」、「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」、「倫理、政治・経済」	1科目選択 60分 2科目選択 120分
	①	「数学I」、「数学I・数学A」	60分
数学	②	「数学II」、「数学II・数学B」、「工業数理基礎」、「簿記・会計」、「情報関係基礎」	60分
		「理科総合A」、「理科総合B」、「物理I」、「化学I」、「生物I」、「地学I」	1科目選択 60分 2科目選択 120分
外国語		『英語』、『ドイツ語』、『フランス語』、『中国語』、『韓国語』	【筆記】80分 【リスニング】30分 (『英語』のみ)

(注1)国語、理科及び外国語(『英語』を除く。)は、各教科について1試験時間とし、地理歴史及び公民については、合わせて1試験時間とする。数学は、①及び②の出題科目のグループごとに試験時間を分けるものとする。外国語『英語』は、筆記とリスニングに試験時間を分けるものとする。

(注2)国語以外の教科(教科内にグループが設定されている場合は、グループ)については、入学志願者は各大学の指定に従い、以下のとおり解答する。

① 地理歴史・公民及び理科については、1又は2の出題科目を選択

② それ以外の教科については、1出題科目を選択

なお、地理歴史・公民では同一名称を含む科目の組合せを2科目として選択することはできない。

(注3)外国語において『英語』を選択する入学志願者は、筆記とリスニングの双方を解答する。

別紙様式

平成24年度大学入学者選抜における大学入試センター試験の教科・科目等の利用方法について(大学入試センター試験を新たに利用する大学・学部のお知らせ)

大学名 (所在地)	利用する学部・学科名 (課程、専攻等)名 (総入学定員)	利用する 選抜の対象	入学志願者に解答させる 教科・科目名	個別学力検査 等の概要	備考
〔記入例〕 〇〇大学 (〇〇県〇〇市)	〇〇学部 〇〇学科(〇〇人)	一般入試の定員の 一部について利用 前期 〇〇学科(〇〇人) 後期 〇〇学科(〇〇人)	〇国(近代以降の文章)、 地歴(世A、世B、日A、 日B、地理A、地理Bから1)、 公民(現社、倫、 政経、倫・政経から1)、 理(理総A、理総B、物、 化、生、地学から1)から2 〇数(数I・数Aと数II・ 数B、簿、情報から1) 〇外(英)	〇課さない	〇「国語」「地歴」「公民」「理科」について3教科・科目以上受験した場合は高得点の科目を合否判定に使用 〇「地歴」と「公民」の組合せは不可 〇「外国語」(『英語』)においては、リスニングの成績は利用しない。 〇「国語」においては、近代

					以降の文章のみ利用
--	--	--	--	--	-----------

記入上の注意

- 1 「利用する学部・学科（課程、専攻等）名」の欄には、学部等の単位で記入すること。ただし、同一学部等であっても、学科等ごとに異なる入学者選抜を実施する等の場合には、異なる単位ごとに分けて記入すること。なお、入学定員の人数については、当該学部・学科の総入学定員の人数を記入すること。
- 2 「利用する選抜の対象」の欄には、大学入試センター試験の利用について、例えば、いわゆる一般入試の全部又は一部について利用、専門高校・総合学科卒業生入試、アドミッション・オフィス入試について利用、推薦入試について利用、第2次募集による選抜について利用等、大学入試センター試験を課す選抜の対象を記入すること。
この場合、一般入試の一部や推薦入試等定員の一部について利用する大学にあっては、当該入学定員の一部の規模（募集人員）を記入すること。
- 3 「入学志願者に解答させる教科・科目名」の欄には、各学部・学科（課程、専攻等）で入学志願者に解答させる教科・科目名を記入すること。教科・科目名については、国、地歴（世A、世B、日A、日B、地理A、地理B）、公民（現社、倫、政経、倫・政経）、数（数I、数I・数A、数II、数II・数B、工、簿、情報）、理（理総A、理総B、物、化、生、地学）、外（英、独、仏、中、韓）のように略して記入すること。
なお、専門教育を主とする学科の卒業者のみに解答させる科目については、その旨を記入すること。
- 4 「個別学力検査等の概要」の欄には、「利用する選抜の対象」の欄に記入した対象ごとに、個別学力検査等の概要を記入すること。この場合、学力検査を実施する場合には、実施する教科・科目名を記入し（上記3の略のあるものは略して記入すること）、また、小論文、面接等を実施する場合には、その旨を記入すること。
（記入例）
〔例1〕 地歴（世B、日B、地理Bから1）、外（英、独、仏、中、韓から1）、面接
〔例2〕 理（物II、化IIから1）、外（英）、小論文、実技検査
- 5 国語において特定の分野についてのみ利用する場合は、備考欄にその旨を記入すること。また、外国語（『英語』）において、リスニングの成績を利用しない場合は、備考欄にその旨記入すること。
- 6 成績の複数年度利用を行う場合は、備考欄にその利用方法について記入すること。